

防災倉庫の設置時の注意事項

「建築物」に該当するかのチェック

≪建築物に該当するもの≫

□ 柱または壁があり、かつ、雨水を防ぐための屋根があるもの

≪建築物に該当しないもの≫

□ 屋根がない。または、屋根が雨水を透過する金網等で造られている

□ 奥行（内寸）が1m以内のもので、面積が小規模なもの

□ 高さが1.4m以下で、面積が小規模なもの

上記のいずれかに該当するものは、建築物とはみなしません。

「建築物」に該当する場合

1. 法令手続きが必要です。（通常、建築士へ依頼する必要があります。）

「土地開発事前協議（1～2週間程度）」 → 「建築確認申請」（1週間程度） → 「完了検査」

2. 道路内には設置できません。

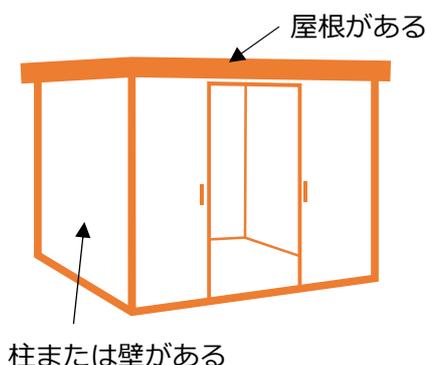
3. 地盤がない場所（水路の上部など）には設置できません。

4. 耐積雪仕様（積雪1mまたは1.5m）とする必要があります。※地域により異なります。

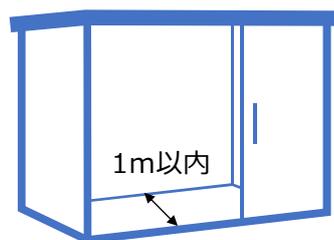
設置場所ごとの許可

建築物に該当しない防災倉庫であっても、公共スペースに設置する際は、許可が必要です。

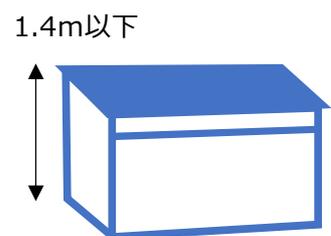
設置場所	許可の種類	担当課
道路	道路占用許可	土木課 道路係 076-227-6086
雨水幹線	物件占用許可	土木課 河川係 076-227-6023
農道・水路	法定外公共物使用許可	土木課 農地係 076-227-6081
公園	都市公園占用許可	都市整備課 街路公園係 076-227-6092



建築物



非建築物



非建築物

お問い合わせ：建設部建築住宅課 建築指導係 076-227-6136